

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	児童扶養手当の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

奈良県は、児童扶養手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

奈良県知事

公表日

令和5年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当の支給に関する事務
②事務の概要	児童扶養手当は、児童扶養手当法に基づき、離婚などによって、父子家庭・母子家庭などで養育されている子どもの福祉増進のために支給される手当で、子どもを養育している方(受給資格者)からの申請によって支給している。特定個人情報ファイルは次の事務に使用している。 ①児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)第六条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ②児童扶養手当法による児童扶養手当証書に関する事務 ③児童扶養手当法第八条第一項の手当の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ④児童扶養手当法第十六条の未支払の手当の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ⑤児童扶養手当法第二十八条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ⑥児童扶養手当法施行規則(昭和三十六年厚生省令第五十一号)第三条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
③システムの名称	児童扶養手当システム
2. 特定個人情報ファイル名	
児童扶養手当の支給に関する情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の37項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第29条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	[提供側] ・番号法第19条第8号 別表第二の13の項、16の項、26の項、30の項、47の項、64の項、65の項、87の項、106の項及び116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第10条の3、第12条第1号ル、同条第2号リ、同条第4号ヌ、同条第6号リ、同条第8号ル、第19条第1号ル、同条第2号から第6号まで、第26条の2各号、第35条第2号、第36条第1号ロ、同条第2号ロ、第44条第1号ル、同条第2号から第6号まで、第53条第1号ト及び第59条の2の2第1号ヌ ※番号法第19条第8号 別表第二の30の項に係る主務省令は未制定 [照会側] ・番号法第19条第8号 別表第二の57の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第31条各号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	奈良県文化・教育・くらし創造部こども・女性局奈良っ子はぐくみ課
②所属長の役職名	奈良っ子はぐくみ課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部法務文書課県政情報公開係 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 TEL:0742-27-8348 FAX:0742-27-1323
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	奈良県文化・教育・くらし創造部こども・女性局奈良っ子はぐくみ課 放課後児童・手当係 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 TEL:0742-27-8606 FAX:0742-27-2023

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年2月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年2月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月27日	I 基本情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	[提供側] ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条第1号ト、同条第4号、第19条第1号リ、同条第2号から第5号まで、第35条第3号、第36条第1号ロ、同条第2号ロ、第44条第1号リ及び同条第2号から第5号まで ※番号法第19条第7号 別表第二の13の項、30の項、47の項及び116の項に係る主務省令は未制定	[提供側] ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第10条の3、第12条第1号ト、同条第3号へ、同条第4号、第19条第1号リ、同条第2号から第5号まで、第26条の2各号、第35条第2号、第36条第1号ロ、同条第2号ロ、第44条第1号リ、同条第2号から第5号まで及び第59条の2第1号リ ※番号法第19条第7号 別表第二の30の項に係る主務省令は未制定	事後	根拠法令改正による修正（法令等の改正による条項等の形式的な変更であり重要な変更にあたらないため事後に報告）
平成29年7月27日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	子育て支援課長 辻 浩一	子育て支援課長 正垣 豊治	事後	人事異動による修正（その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告）
平成29年7月27日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	奈良県健康福祉部こども・女性局子育て支援課 子育て支援係	奈良県健康福祉部こども・女性局子育て支援課 放課後児童・手当係	事後	組織編成による修正（その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告）
平成31年3月8日	IV リスク対策		「リスク対策」に関する記載を追加	事後	特定個人情報保護評価に関する規則の一部改正に伴う変更
平成31年3月8日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	奈良県健康福祉部こども・女性局子育て支援課	奈良県福祉医療部こども・女性局子育て支援課	事後	組織改正による修正
平成31年3月8日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	子育て支援課長 正垣 豊治	子育て支援課長	事後	特定個人情報保護評価に関する規則の一部改正に伴う変更
平成31年3月8日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務部総務課県政情報係	総務部法務文書課県政情報係	事後	組織改正による修正
平成31年3月8日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	奈良県健康福祉部こども・女性局子育て支援課 放課後児童・手当係	奈良県福祉医療部こども・女性局子育て支援課 放課後児童・手当係	事後	組織改正による修正
平成31年3月8日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成26年12月1日 時点	平成30年12月1日時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月8日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成26年12月1日 時点	平成30年12月1日時点	事後	時点修正
令和2年3月17日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>[提供側]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号 別表第二の13の項、16の項、26の項、30の項、47の項、64の項、65の項、87の項及び116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第10条の3、第12条第1号ト、同条第3号へ、同条第4号、第19条第1号リ、同条第2号から第5号まで、第26条の2各号、第35条第2号、第36条第1号ロ、同条第2号ロ、第44条第1号リ、同条第2号から第5号まで及び第59条の2第1号リ ※番号法第19条第7号 別表第二の30の項に係る主務省令は未制定 <p>[照会側]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号 別表第二の57の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第31条各号 	<p>[提供側]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号 別表第二の13の項、16の項、26の項、30の項、47の項、64の項、65の項、87の項及び116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第10条の3、第12条第1号ル、同条第3号、同条第4号、第19条第1号ル、同条第2号から第6号まで、第26条の2各号、第35条第2号、第36条第1号ロ、同条第2号ロ、第44条第1号ル、同条第2号から第6号まで及び第59条の2第1号ヌ ※番号法第19条第7号 別表第二の30の項に係る主務省令は未制定 <p>[照会側]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号 別表第二の57の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第31条各号 	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和2年3月17日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成30年12月1日時点	令和1年12月1日時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和2年3月17日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成30年12月1日時点	令和1年12月1日時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月19日	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	[提供側] ・番号法第19条第7号 別表第二の13の項、16の項、26の項、30の項、47の項、64の項、65の項、87の項及び116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第10条の3、第12条第1号ル、同条第3号、同条第4号、第19条第1号ル、同条第2号から第6号まで、第26条の2各号、第35条第2号、第36条第1号ロ、同条第2号ロ、第44条第1号ル、同条第2号から第6号まで及び第59条の2第1号又 ※番号法第19条第7号 別表第二の30の項に係る主務省令は未制定 [照会側] ・番号法第19条第7号 別表第二の57の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第31条各号	[提供側] ・番号法第19条第7号 別表第二の13の項、16の項、26の項、30の項、47の項、64の項、65の項、87の項、106の項及び116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第10条の3、第12条第1号ル、同条第2号リ、同条第4号ヌ、同条第6号リ、同条第8号ル、第19条第1号ル、同条第2号から第6号まで、第26条の2各号、第35条第2号、第36条第1号ロ、同条第2号ロ、第44条第1号ル、同条第2号から第6号まで、第53条第1号ト及び第59条の2第1号又 ※番号法第19条第7号 別表第二の30の項に係る主務省令は未制定 [照会側] ・番号法第19条第7号 別表第二の57の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第31条各号	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和3年3月19日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務部法務文書課県政情報係 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 TEL:0742-27-8348 FAX:0742-27-1323	総務部法務文書課県政情報公開係 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 TEL:0742-27-8348 FAX:0742-27-1323	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和3年3月19日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和1年12月1日	令和3年1月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和3年3月19日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年12月1日	令和3年1月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和3年3月19日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 ②所属長の役職名	奈良県健康福祉部こども・女性局子育て支援課 子育て支援課長	奈良県文化・教育・くらし創造部こども・女性局 奈良っ子はぐくみ課 奈良っ子はぐくみ課長	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和3年3月19日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	奈良県福祉医療部こども・女性局子育て支援課 放課後児童・手当係 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 TEL:0742-27-8606 FAX:0742-27-2023	奈良県文化・教育・くらし創造部こども・女性局 奈良っ子はぐくみ課 放課後児童・手当係 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 TEL:0742-27-8606 FAX:0742-27-2023	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月24日	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>[提供側]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号 別表第二の13の項、16の項、26の項、30の項、47の項、64の項、65の項、87の項、106の項及び116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第10条の3、第12条第1号ル、同条第2号リ、同条第4号ヌ、同条第6号リ、同条第8号ル、第19条第1号ル、同条第2号から第6号まで、第26条の2各号、第35条第2号、第36条第1号ロ、同条第2号ロ、第44条第1号ル、同条第2号から第6号まで、第53条第1号ト及び第59条の2第1号ヌ ※番号法第19条第7号 別表第二の30の項に係る主務省令は未制定 <p>[照会側]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号 別表第二の57の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第31条各号 	<p>[提供側]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号 別表第二の13の項、16の項、26の項、30の項、47の項、64の項、65の項、87の項、106の項及び116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第10条の3、第12条第1号ル、同条第2号リ、同条第4号ヌ、同条第6号リ、同条第8号ル、第19条第1号ル、同条第2号から第6号まで、第26条の2各号、第35条第2号、第36条第1号ロ、同条第2号ロ、第44条第1号ル、同条第2号から第6号まで、第53条第1号ト及び第59条の2の2第1号ヌ ※番号法第19条第8号 別表第二の30の項に係る主務省令は未制定 <p>[照会側]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号 別表第二の57の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第31条各号 	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和4年3月24日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年1月1日	令和4年2月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和4年3月24日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年1月1日	令和4年2月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和5年3月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年2月1日	令和5年2月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和5年3月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年2月1日	令和5年2月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告